

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第一號 第四十二卷

昭和十一年一月一日發行

新年特別號

恩給年金賞與の課税	法學博士 神戶正雄
經濟社會學の概念	文學博士 米田庄太郎
費用としての勢力	文學博士 高田保馬
幕末諸藩の開國思想	經濟學博士 本庄榮治郎
經濟學史の基本問題	經濟學博士 石川興二
產蘭處理問題	經濟學博士 八木芳之助
表式調査に就いて	經濟學博士 蜷川虎三
戰前戰後の獨逸社會事業	經濟學士 中川與之助
原料仕入に於ける基本問題	經濟學士 大塚一朗
利潤論の修正	經濟學士 柴田敬
支那の幣制改革と其の意義	經濟學士 松岡孝兒
日本資本主義成立過程の一考察	經濟學士 堀江保藏
中立貨幣に於ける貨幣數量	經濟學士 中谷實
再保險の發展と保險企業結合	經濟學士 佐波宣平
都市と農村との對立に關するアダム・スミスの見解	經濟學士 白杉庄一郎
商業機能學說の發展	經濟學士 堀新一
臺灣の酒專賣	經濟學博士 汐見三郎
國民主義者の私企業觀	經濟學博士 作田莊一
植民地再分配論の種々相に就て	法學博士 山本美越乃
貿易商品の集中性と分散性	經濟學博士 谷口吉彦
我が國の銀行預金	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁轉載)

戰前戰後の獨逸社會事業

中川與之助

社會事業を廣義に解して社會政策をも含め茲に戰前戰後に於ける獨逸社會事業の變化をみる。本稿は専ら制度を中心とした。

一 世界戦争以前

獨逸にありては數百年來貧乏人や困窮者に對してその困窮を救濟することが隣人愛の最も重要な仕事とせられて來た。而してかゝる不幸なる人々に對する救濟は公私兩方面の手によりてなされたのであるが、戰前に於ては人々は之を慈善的組織の自由なる活動に委するのが最もよいと考へ、事實多くの社會事業は私的事業であつた。併しそれと共に公的な救濟活動も次第に組織をもつに至つた。これが即ち貧民救濟 (Armenpflege) といはれる。貧民救濟事業が今日の公的獨逸社會事業の出發點をなしてゐる¹⁾。私的社會事業は今日も私的 (自由) 救護事業 (Private (Freie Fürsorge) として存續し活躍してゐるが、本稿に於ては専ら考察を公的社會事業に止めやう。

獨逸の公的社會事業は一八七〇年代に至りて一新時期を劃してゐる。一は癡兵に對する給助制度 (Versorgung) の制定であり、他は一般勞働階級のための社會政策 (Sozialpolitik) の開始であ

1) K. Singer, Soziale Fürsorge. S. I.

る。これらは何れも普佛戦争の直接の影響といはねばならぬ。即ち普佛戦争は出征軍人から多くの廢兵を出し、かれ及び彼の家族の生活を脅かすに至つたので、國家としても之を放任するわけに行かず、遂に一八七一年の Militärpensionsgesetz によりて之に一定の年金を國家から支給するに至つたのである。(同法は一九〇六年に改正せられて Mannschaftsversorgungsgesetz と Offizierpensionsgesetz となつてゐる。)

又、一八八三年から八九年にかけて世に所謂社會主義者鎮壓法 (Sozialistengesetz) と稱せらるゝ多くの社會保險法の成立をみた。²⁾ これ亦普佛戦争の直接的効果である。即ち普佛戦争によりて普魯西が佛蘭西から戦争賠償金を獲得せるものゝ國內には一時的景氣の爲に泡沫會社が續出し物價は騰貴した。勞働賃銀は二倍にも上れるに拘らず、一般勞働者の生活が困難となり、しかもまもなく一八七三年から七四年にかけて景氣の反動が來り失業者が續出した。茲に於てか勞働者階級には國家並に經濟組織を呪咀する聲が大となりその救濟を社會主義に求むるに至つた。この盛なる社會民主運動に直面して、ビスマルクは徒らに之を斷壓するの不可なるをさと寧ろ適當なる勞働者保護の施設をなすにしかずとして社會保險法を案出したのである。かれの社會保險法は一八八三年六月十五日の疾病保險法 (Krankenversicherungsgesetz)、一八八四年七月六日の傷害保險法 (Unfallversicherungsgesetz)、一八八九年六月廿二日の廢疾保險法 (Invaliditätsversicherungsgesetz) 養老保險 (Altersversicherungsgesetz) となりて一段落をつげた。この最初の獨逸社會保

2) Karstedt, Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege. S. 403-4.

3) Vgl. E. Günther, Sozialpolitik. S. 118.

はその後數次の改正を加へられて、一九一一年七月十九日の帝國保險法 (Reichsversicherungs-Ordnung) によりて全社會保險法が新なる規定をもつこととなり、更にそれは一九一一年十二月二十日の使用人保險法 (Versicherungsgesetz für Angestellten) によりて労働者の外に一般使用人も適用されることとなつた。その帝國保險法は大綱に於ては一九一二年から部分的には一九一三年乃至一四年に於て有効となるに至つた。これが世界戦争前の社會保險法の状態であつた。

かくの如く普佛戦争を中心として社會的要救護者が續出し、從來の貧民救濟制度の外に給助制度 (Versorgung) や保險制度 (Versicherung) を生むに至つたのであるが、當時これらの多方面の救濟事業を包括する言葉として救護 (Fürsorge) といふ言葉が用ゐらるゝに至つた。而してそれは貧民救濟・労働者保護・癩兵救濟等を含むはいふまでもなく、後に保健事業に發展せる醫事警察 („Medizinische Polizei“) に關することや文化教育上の救護をも包括するに至つたのである。

然るにこの救護 (Fürsorge) といふ言葉が一九〇六年頃からは福利事業 (Wohlfahrtspflege) 或は國民福利事業 (Volkswohlfahrtspflege) といふ語に代るに至つた。而して新に考へらるゝ福利事業或は國民福利事業にありては労働者の福利施設がその中心をなしてゐた。世界戦争前の獨逸社會事業は經濟的原因から生ずる社會的缺陷を改善するの對策なりとせられ、その形式としては保險 (Versicherung) と給助 (Versorgung) と貧民救濟 (Armenpflege) の三つに大別せられてゐた。今日の各方面に互る救護事業の萌芽は貧民事業の中に包括せられてゐたのである。

4) Vgl. HWB der Stw. IV S. 534.

二 世界戦争とインフラチオン

普佛戦争が獨逸社會事業發展の上に一時期を劃してゐる如く世界戦争が又それに一大變革を齎らした。それは一には戦争による多數の戦死者の遺族及戦傷者の救済のためであり他には戦後の經濟・財政の窮乏から捲き起されたインフラチオンによる財産喪失者救済のためであつた。今、保險、給助の二制度及び貧民救済事業の發展をみるに(1)社會保險⁵⁾はすでに述べたる如く一八八九年を以て一段落をつけてゐたのであるが、戦時中及戦後にはこれに對して無数の變更や擴張が行はれたのみならず、一九二四年五月廿八日には新に使用人保險 (Angestelltenversicherung) が始められ、一九二四年十二月十五日には Reichsversicherungordnung によりて社會保險全般に互る新しい體系を整へた。かくて社會保險は一九二七年七月十六日の勞働並に失業者保險法 (Gesetz über Arbeitsversicherung und Arbeitslosenversicherung) によりて最後の完成を遂げた。これらの法律はその後も數十回の追加訂正をうけてゐるが、この體系を大別するに、社會保險はその適用をうける人を本位とするものと、保險される事故によるものとの二つに分れる。癱疾者保險・使用人保險の如きは前者に屬し、癱疾・傷害・失業保險は後者に屬する。(2)戦死者の遺族及戦傷者に對する給助制度は既⁶⁾に普佛戦争の際に設けられ、一九〇六年にはそれが一般兵士に對するものと將校に關するものとに分れて規定されしことは既に述べし如くなるが、この法律は世界戦後に改

5) E. Günther, a. a. O. S. 119-120.

6) O. Karstedt, a. a. O. S. 403-4.

正せられて、一九二〇年には國家給助法 (Reichsversorgungsgesetz) となつて現はれた。これに據れば從來の如き戰爭の爲めの負傷に對する特別給助を廢して一般に軍務による負傷者に適用することとした。蓋し世界戰爭の經驗により戰爭による負傷と然らざるものとを區別することが困難なれるを知れるが故である。加之、年金を與ふる場合にも軍隊内の階級による差別を撤廢しその決定標準を生業能力の減少程度・負傷者の家族事情・職業住所等に置くこととした。然るにこの法律は一九二三年には更に訂正を加へられた。その改正にありては從來の經驗に鑑みて僅少なる額の年金給助は與へざるも同様なることを知りて之を撤廢し、生業能力二五%以下に低下せるものに對して始めて年金を附與することとし、特に年金受領者の職業を考慮してこれに特別の補償手当 (Ausgleichszulage) を與へることとした。その趣旨は負傷前の本人の所得を大體に於て補償せうといふにある。即ち年金受領者を、(1)無教育勞働者、(2)高級智識と技倆とを要する職業の人々、(3)特別の給付や責任を要する職業の人々の三部類に分ち、第一類の人々にはかゝる補償手当はこれなく第二類の人々には三五%、第三類の人々には七〇%の各補償手当を與へることとした。この外家族事情を考慮して子供手当として子供一人に年金の二〇%、又、許婚者にはその一〇%を與ふる等の細い規定も設けられてゐる。この後この法律も財政困難の爲に種々に改訂せられ、少額年金は廢せられしのみならず、財政支出を縮限するために一九二二年の法律に現はれし必要なるものにその程度に應じて給助せんとする必要原則 („Bedürfnisprinzip“) を高調するに至り給

助を最少限度に止めんとするに至つた。又、一九〇七年以來特別の法律として存した軍人遺族給助法 (Militärinterbienenengesetz) は本法と特に密接の關係に立つこととなり遺族として給助をうくるものは寡婦・孤兒の外事情に應じては父母・祖父母にも及ぶこととなつた。(八) 救護事業 (Fürsorge) 既に述べたる如く戦前にありては社會救護に關することは殆ど専ら貧民救濟事業として取扱はれたのであるが、戦後に於ては大なる變革を遂げた。それは一つには直接に戰爭に關係して生じたる廣範圍に互る人々の窮乏を救護する爲であり他にはインフラチオンによりて捲き起されたるこれ又廣汎なる社會層の窮乏を救濟する必要からである。而ち戦時中及戦後には戦死者の遺族や戦傷者を救濟する爲には國家の定めたる給助制度を以てしてのみでは足らず地方團體に於ける多種の戦時救護 (Kriegsfürsorge) を必要とした。又、インフラチオンのために貨幣價值が暴落しこれが爲に社會保險の年金受領者即ち「社會年金者」(Sozialrentner) や小資本の利子で生活をしてゐた「小額年金者」(Kleinrentner) の生活が困難となりしが故に、かれらを救護する「社會救護」(Soziale Fürsorge) の必要が起つたのである。茲に於てか獨逸の社會的救護事業は一大變革を遂げた。蓋しこれらの戦争とかインフラチオンは國家的社會的原因によりて發生したものであり、従つて戦傷者や戦死者の遺族を、又社會年金者や小年金者を貧乏人の範疇に在ることは社會觀念が許さない。かくて從來の貧民の外に全く新なる要救護者を取り入れたる獨逸の社會事業はその取扱ふ人數に於ても戦前とは比較にならぬ廣範圍に互ることとなつたのである。

7) E. Rawicz, Die deutsche Sozialpolitik im Spiegel der Statistik, S. 291-294.
 * 救護を受くる戦傷者 722,000 遺族 1,597,350 (1924). 社會年金者 670,000.
 少額年金者 380,000 (1925)

かくの如く戦時中及戦後、獨逸に於ては各種の公的救護 („öffentliche Fürsorge“) が行はれたのであるが、それは何れも必要に應じてその都度應急的になされしものなれば、自ら體系や統制を缺き混沌なる有様にあつたので、之を整理するの必要に迫られた。遂に一九二四年一月十三日の國家の範圍規定 (Raumordnung) によりて公的救護事業の前提・種類・限度等の根本原則が定められた。これが今日の公法救護事業の法律的基礎をなす。それに據ると従來の貧民救濟 (Armenpflege) 福利事業 (Wohlfahrtspflege) 戦時福利事業 (Kriegswohlfahrtspflege) 等は何れもこの公的救護事業 („öffentliche Fürsorge“) の名の下に統一さるゝこととなり、且つこれらによりて救護をうくるものは貧乏人に非らずして「一要救護者」 („hilfsbedürftig“) であるといふ新しい原則を明にした。今、同法によりて公的救護の義務をみるに

1、戦時負傷者並に遺族及び給助法 (Versorgungsgesetz) に基いてそれと同一にみらるゝもの
→ 社會救護

2、保險者の責任に非る範圍に於て廢疾並に使用人保險の年金受領者に對する救護

3、小年金者 (Kleinentner) 並びにそれと同一にみらるゝ人々の救護

4、重傷者並に所得激減者の救護

5、保護を要する幼少年の救護

6、産婦

である。之は更に左の如く

- 1、戦時負傷者並に戦死者の遺族
- 2、社會年金者 (Sozialrentner) 並に^(註一)小年金者 (Kleinentner)^(註二)
- 3、その他の要救護者及び所謂貧乏人である。

(註一) 社會年金の概念は今日に始まるものでない。戦前にありても廢疾・傷害・寡婦・孤兒年金受領者はその年金のみを以てして生活出来ぬ場合に扶助さるゝを要した。然し當時困窮せる Sozialrentner は少数であり且つその大部分は他に貯蓄からの所得によりて或は又その家族によりて扶助された。戦後のインフラチオンによりては貨幣價值の下落も甚だしく且つ困難せる人數も多數に上れる故に Sozialrentner が重要な救護の對象をなすに至つた。

(註二) ⁹⁾ インフラチオンは實に十六世紀のアツシゲナー經濟以來最大の價格革命であり、これが爲に從來所有階級に數へられ、彼等の生活が安定してゐたとみえた人々の大部分は貧民化した。即ち中等階級の大部分と教養階級とは經濟的に弱くなり財産を失つてプロレタリアートとなつた。之が爲に救護をうくるに至れる大部分は貯蓄の利子によりて生活せる人々 (Sparenthner) であつた。而して最初これが救濟策として貸金を與へたが一九二三年頃から經濟的補助を與ふることとなつた。

戦後の社會救護事業を戦前のそれと比較して重要な特色は、その救護の對象に所謂貧乏人の外に社會年金者とか小年金者とかの「要救護者」を新に加ふるに至れること、並にその救護せらるべき人々の數の著しく増加せることである。更に又社會救護事業が國家的に統制せられて體系を有するに至り、救護の方法も事後の救護よりも事前の救護に組織的・計畫的になれることも大なる。

8) E. Wex, Die Entwicklung der sozialen Fürsorge in Deutschland, S. 30.

9) E. Wex, a. a. O. S. 30-31.

る進歩とみるべく、戦前に於ける救護に伴ふ住居法の制限とか選舉權の制限を撤廢したることも注意せらるべきである。¹⁰⁾併し廣義にいふ社會事業の形式としては保險 (Versicherung) にせよ給助 (Versorgung) にせよ救護 (Fürsorge) にせよ、それは戦後新に生まれしものに非らずして戦前から既にその形態を存してゐたものが戦後に擴張發展したものに外ならぬのである。

三 社會事業の體系¹¹⁾

戦後の獨逸社會事業 (Wohlfahrtspflege) をみるに、それには上述の如く保險 (Versicherung) 給助 (Versorgung) 救護 (Fürsorge) の三形式がある。而して第一の保險—それは勿論社會保險を指すが—は國家の社會政策の任務に屬するも獨逸では廣義の社會事業の中に社會政策をも含めるが故に、社會保險も亦社會事業の一部分なりとせらる。^註而して社會保險の特質は保險金をうくるものに豫め反對給付あるを要し且つ一度その保險事故の發生したる場合に、法律の規定に基いて給付をうけることなり何等個人的事業を考慮せざる所にある。第二の給助 (Versorgung) は國家の給助法 (Versorgungsgesetz) によりて定められ、これをうくるものが國家に對して要求する權利を有する點に於て次の救護 (Fürsorge) と異り且つ豫め何等の反對給付—軍務は別として—を要せざる點に於て社會保險と性質を異にする。以上二者は國家の手に行はるゝが第三の即ち最後の救護 (Fürsorge) は主として地方團體の一方的意志によりてなされ、それは保險の如く之をうくる

10) E. Wex, a. a. O. S. 8-9, 33-4.

11) HWB der Kommw. S. 494-6.

ものゝ豫めの反對給付あるを要せず且つ又給助の如く國家や地方團體に對して之を要求する權利を伴はぬものである。しかもそれは又他の二者と異りて之をうくるものゝ人格に家族に生活關係にその職業に立ち入るを常とする。即ち救護はその方法に於て著しく個人的・具體的である。それは助言であり關與であり畫策であり指導であり教育である。要するにあらゆる方面から個人的具體的事情を調査してそれに即した救護をなさんとするのである。ルツペの如きはこの最後の救護 (Fürsorge) を以て最狹義の社會事業 (Wohlfahrtspflege) なりとしてゐる。

(註) 社會政策 (Sozialpolitik) と狹義の社會事業 (Wohlfahrtspflege) との理論上の區別に就ては、ハイデは「社會政策は階級相互の關係並に階級の國家權力に對する關係を價值觀念の標準によりて左右せんことを目的とする計畫的努力と方策の總和であるが社會事業には何等かゝる階級政策的の意味がないといひ、ポットホフは「社會事業は集團(特に階級)相互並に國家に對する集團の關係を問ふのでなく即ち集團への所屬關係と無關係に個人そのものを取扱ふといひ、ポルクトは社會政策は社會階級の關係に及ぼさんとする方策の總計であるが、かの公的貧民救濟の如きは個人そのものとして之を救濟するのであるといふ。これらの學說をみるに社會政策は階級政策であるが社會事業は單なる個人としての對象なりと考へられてゐる。

かくの如き公的救護事業は今日實に多方面に及んでゐるのであるが之を如何に體系づくべきか?、之を獨逸の實際にみるもまだ整然たる體系をもつてゐない。^(註)

(註) 獨逸都市年鑑では「公的救護」の下に漫然と「1 戦時負傷者及戦死者遺族、2 社會年金者、3 小年金者及びそれに準ずるもの、4 その他の要救護者、5 福利なきもの、6 地方團體が追加救助金を與ふる労働局の失業者」を並べ、伯林市統計年鑑ではその第十八項に「一般福利及び幼年福利」を置きその中には戦傷者や遺族の給助・失業者・教育や種々の幼年保護に關する統計をあげてゐるが、第十三項に「労働紹介並に職業相談」第十七項に「健康保護」がありそれらの中にも多くの

12) L. Heyde, Abriss der Sozialpolitik S. 1.

13) O. Karstedt, a. a. O. S. 363.

14) V. Borgt, Grundzüge der Sozialpolitik, S. 6 7.

15) Vgl. Statistische Jahrbuch der Stadt Berlin u. Statistisches Jahrbuch deutscher Städte

公的救護事業が散在してゐる。しかもその財政部の欄をみるに救護制度・幼少年補助・恐慌救護・保健制度・住宅並に内地植民制度に分たれてゐる。公的救護の行政的體系を缺いてゐる證據である。

そこで色々學理的體系が考究せられてゐるのであるが、抑も人間生活は一體的のものであり各生活領域は交互に依存し之を截然と分ちうるものではない。例之、經濟關係は健康や教育と完全に離れてゐるものに非ず又教育や教化も職業や經濟と無關係のものではない。従つてこれらの分類や體系は結局觀念的な所産にすぎぬ。ザロモンは¹⁶⁾かゝる分類や體系には理論と同時に實際的の便宜も考慮すべしとなして、プロシヤの行政官廳や各都市廳の實際を斟酌して左の

一、健康福利事業—乳兒及母性保護・産婦並に家庭保護・結核・國民病・大酒家の救護

二、社會教育的福利事業

三、勞働並に失業者福利事業

四、一般的福利事業—貧民救濟・戦死者遺族並に戦傷者救護・勞働嫌忌者浮浪人救護の分類を提案してゐるが、ルツペは¹⁷⁾左の如く分類す

一、貧民救濟

二、その他

- イ、經濟的救護—社會年金者・小年金者・老人・收得減少者・浮浪人・無宿泊所・子供過多の家庭・及小住宅の保護
- ロ、保健的救護
- ハ、教育的救護—幼少年・貧兒の保護・職業後見

16) A. Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege. S. 26-7.

17) HWB der Kommunalw. IV Bd. S. 496.

補充—戰傷者及戰死者遺族救護

前者は救護の事項を標準とし後者は先づ要救護者の種類を分ち更に事項別に體系づけんとしてゐる點に相違はあるが、事項は二者にありても大體保健・教育・經濟の三大部に分れる。思ふに獨逸の實際を以てすれば固有の貧乏人と給助をうくる戰爭救護者と新に生じた社會的要救護者とを分ち、その救濟の方面を經濟・保健・教育に分つのを最も合理的且つ便宜とするものゝ様である。近時又幼少年福利事業を一般のそれと引き離して特別に體系付けんとする傾向が強くなりつゝある。

四 ナチス革命と社會事業¹⁸⁾

以上はナチス革命前までの獨逸社會事業の史的展望であつた。然るに一九三三年ナチスに政權が移りて以來、社會政策も社會事業も大なる轉換をなしつゝある。先づ從來の階級闘争は階級的利己主義なりとして排撃せられ、身分國家 (Ständestat) や國民全體 (Volksganze) のためといふ全體の立場が高唱せらるゝに至つた。従つて今日の獨逸社會政策の目的は階級の爲めの階級の解放とか階級間の差等を緩和するといふが如きことに非らずして、國民共同態 (Volksgemeinschaft) を構成する階級として身分としての全體への犠牲・奉仕・貢獻といふことにある。資本家階級も労働者階級も國民社會主義的立場から統制支配される。かゝるイデオロギーの變化が獨逸の福利事

18) Vgl. Soziale Praxis 42 Jahrg. Heft. 35. 43 Jahrg. Heft 8, 13.

業乃至狹義の社會事業に如何なる影響を及ぼしたか？、勿論ナチス社會政策も社會事業も今漸く着手したばかりであり、その完成は彼等の口にする如く次代に俟たねばならぬ。されば今後多の變化・改訂を重ねることゝ思はれるが、さし當りかれらのイデオロギーが社會事業の精神的基礎にも大なる變化を與へつゝある。即ち社會事業は單なる「個人」(Einzelnen)の爲に非らずして國民全體 (Volksgesamtheit) のためになさるべきものである。換言すれば社會事業は國民の保護 (VolksPhege) 民族の救護 (RassenPhege) である。従つて社會事業の目標は國民の爲にとりて價値多き同志 (Wertvolle Volksgenossen) を作り出し或はこれを保持することにあらねばならぬ。かゝる方法として國民體質の改善・精神の鍛練が先に立つ。更には又ナチス國未來の完成者として幼年の保護に重きを置く。國民體質の改善としては健康擁護の重要なはいふを俟たぬが、優生學的立場から劣惡體質の處分に就てさへ論議が行はれてゐる。精神の鍛練とはいふまでもなくナチスのイデオロギーによる新なる獨逸精神の改鑄に外ならぬ。又幼少年の保護の爲には家族が根本なりとして家族救護 (Familienfürsorge) にまで及ぶ、更にナチスが國策統一の爲に社會政策は勿論私的な社會事業とも聯絡を密接にしつゝあることや、救護よりも豫防 (Vorbeugende statt Fürsorge) といふ政策を一層徹底せしめんとしつゝあることも注意せらるべきであらう。

彼等は從來の公的救護制度を如何様に變化せしめるだらうか、目下の所從來の制度を踏襲し、イデオロギーの變化によりて自らその運用に變化を與へつゝあるに止まるが、部分的にはその制

度にも既に變化が起つてゐる。例之、從來戦傷者や戦死者遺族に適用されてあつた給助制度に新に「國民發展のための闘士の給助法」(Gesetz über die Versorgung der Kämpfer für die nationale Erhebung, 27. 2. 1934.)が制定せられ政敵のために死亡し或は負傷したるナチス黨員鐵兜團員等の遺族又は負傷者を救護することになれる如き吾人の興味を惹く。之を要するにナチス時代になりて社會事業も社會政策と同様に明白に國家政策の指導原理の下に置かるゝこととなり、從來の如く社會政策と社會事業とに於けるイデオロギ一の相違は全く廢され社會事業もナチス國家完成の爲めの重要なる國家政策の一となつた。

五 結 語

以上述べたる所によれば獨逸近世の社會政策・社會事業には三つの時期を劃しうる。第一は普佛戦争第二は世界戦争策三はナチス革命である。普佛戦争や世界戦争がその時期を劃する所以は戦争によりて社會的要救護者が續出し且つその組織が一大發展をなしてゐるが爲であり、ナチス革命がその時期を劃する所以は政治的従つて又社會政策や事業のイデオロギ一の大なる變革をなせるにより來るべきそれらの構造變化を察せしむるによる。

自由主義時代の社會政策は勞働階級の社會主義的運動を鎮壓せんために講ぜられしものであり社會事業は貧民救済として取扱はれてゐた。社會民主主義時代即ち戦後に於ては社會政策にも社

會事業にも社會連帶の思想が浸透してその職能の範圍を擴大し且つ救濟さるべきものに所謂貧民の外に新なる「要救護者」群を生じ社會事業は單なる貧民救濟事業でなく寧ろ一般的な經濟・保健・教育上の救護事業に變つていつた。ナチスの時代に入りては社會政策も社會事業も階級とか個人の解放とか救濟の爲めならず、國家のために國民共同態のために運営せらるべきものとなす。即ち社會事業は國民保護であり民族保護であり單なる個人や階級のための施設に非すとせらる。又以て各時代の政策の基調の變化をみるに足るべし。然れどもこの三期を通じて社會政策・社會事業の發展をみれば、明に又それは單に政策や事業の範圍を擴張したるに止らず、部分的より全部的へ、非體系的より體系的へ、又、形式的より具體的・個別的へ、或は救濟より豫防へと計畫化・科學化の進歩の跡をのこしつつある。加之、私的社會事業より公的社會事業へ、又、地方的政策より國家的政策へとその重點の變りつつあること、社會政策と社會事業とがそして社會事業にありても公私社會事業が互に目的を同じくし聯絡を密接にしつつ相携へて國家目的達成のために努力しつつあることも昔日に比して大なる變化である。社會政策も社會事業も共に社會的救濟の必要なき時代に到達することを以て究極の目的とする。ナチスの今後の社會・經濟政策こそ吾人の興味をそゝるものである。